議案第７６号

時津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和８年１２月１日提出

時津町長　　山　上　広　信

時津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

時津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章　事業所内保育事業（第４２条―第４８条）」を「第５章　事業所内保育事業（第４２条―第４８条）
第６章　雑則（第４９条）」に改める。

第２条第３号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加え、「満３歳に満たない者及び」を削り、「児童）」を「もの）」に改める。

第６条第１項中「次に掲げる事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を、「この号」の次に「及び第６項第１号」を加え、同条第２項第２号中「生じないに」を「生じない」に改め、同条第３項中「事業所等」を「事業者等」に改め、同条第６項第１号中「とき」を「とき。」に改め、同項第２号中「除く。）」を「除く。）。」に改め、同条第７項各号列記以外の部分中「、次」を「次」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第７条第１項中「注意と」を「注意及び」に改める。

第８条中「人間性と」を「人間性及び」に改める。

第１７条第２項中「健康診断等の全部」を「健康診断の全部」に改める。

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を

除く。）」を、「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第２８条第７号中「一以上」を「１以上」に改める。

第２９条第２項第３号中「第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３２条中「、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第３２条において準用する次号」と」を削る。

第３５条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４０条中「適切な」を「適切又は」に改める。

第４２条表以外の部分中「利用定員」を「利用定員数」に改める。

第４３条第８号中「一以上」を「１以上」に改める。

第４４条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項

を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条中「第４８条において準用する第４号」を「第４号」に改め、「、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と」を削る。

本則に次の１章を加える。

第６章　雑則

（電磁的記録）

第４９条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、「必要な」を「必要又は」に改める。

附則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第９条中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第２９条第３項」の次に「若しくは第４項」を、「第４４条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（」を削り、「適用がない」の次に「もの」を加え、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

「提案理由」

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）の施行に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業が創設されること及び「保育政策の新たな方向性」（令和６年１２月２０日公表）において保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進することとされていることを踏まえ理学療法士等を保育士とみなすことができるようになることにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（基準府令）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出する。